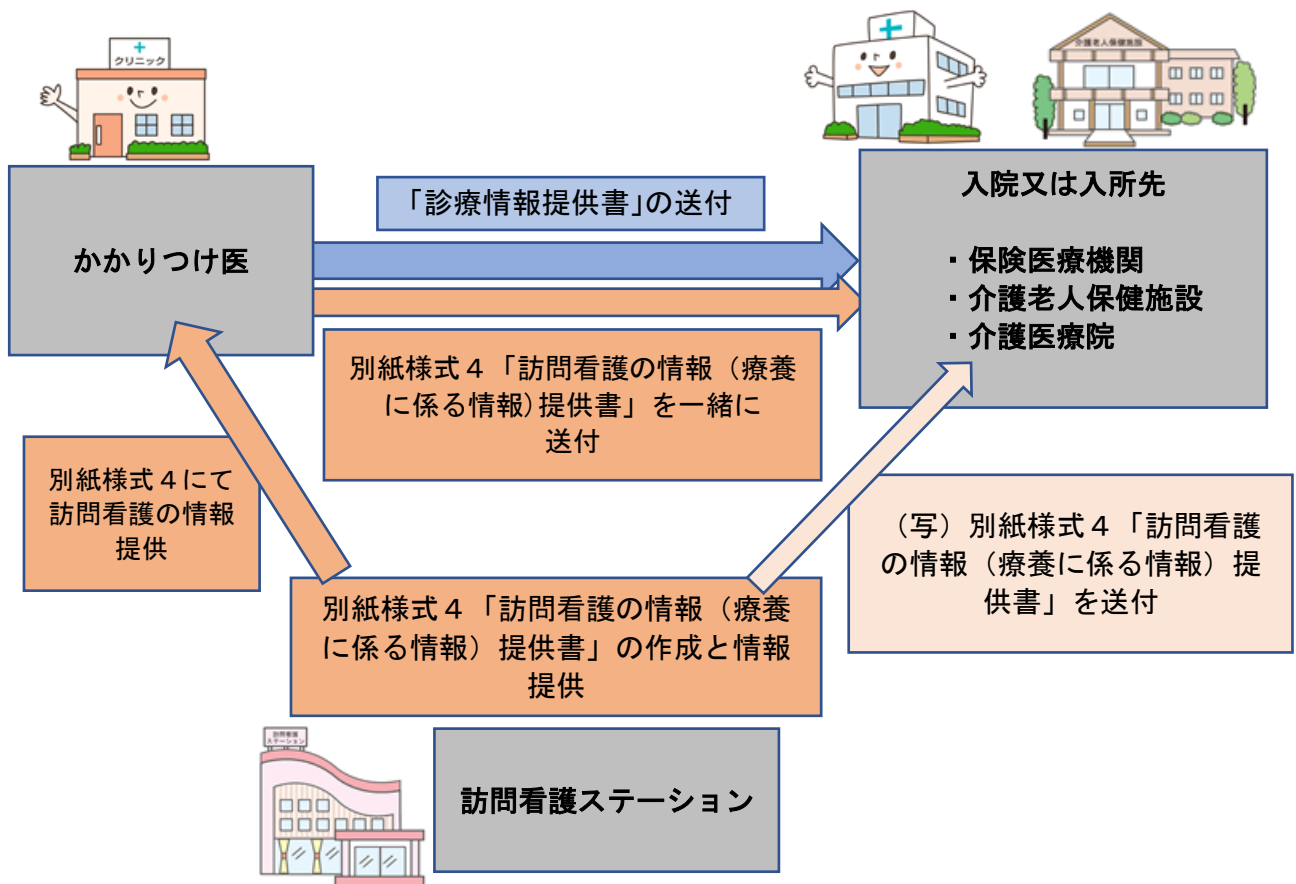


訪問看護情報提供療養費3 の流れ



入院又は入所時の連携の強化

◇主治医が、患者が入院又は入所する医療機関等に情報提供を行う際、訪問看護ステーションから提供された情報を併せて提供した場合の評価を設ける。また、情報提供を行う訪問看護ステーションの評価を設ける。

(新) 療養情報提供加算 (診療情報提供料 (I)) 50点

[算定要件]

保険医療機関が、患者が入院又は入所する保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に対して文書で診療情報を提供する場合、当該患者に訪問看護を定期的に行っていた訪問看護ステーションから得た指定訪問看護に係る情報を添付して紹介を行った場合に加算。

(新) 訪問看護情報提供療養費3 ￥1500円

[算定要件]

保険医療機関に入院又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に算定。

また、当該文書の写しを求めに応じて、入院又は、入所先の保険医療機関等と共有する。

《保険医療機関へ“ときネット”で情報提供する場合の流れ》

| | 訪問看護ステーション | 入院(入所)先保険医療機関等 |
|---------------|--|---|
| 1. 情報提供書作成、送信 | <p>入院又は入所した保険医療機関のときネット担当者へ</p> <p>表題を“患者氏名(実名)様の「訪問看護の情報提供書」”として「訪問看護の情報(療養に係る情報)提供書」をメールに添付送信。</p> | |
| 2. 返信 | | <p>情報を受け取った旨のメールを返信</p> <p>担当者 ⇒ 入院又は入所病棟へ届け、情報共有</p> |
| 3. 確認 | 返信メールの確認 | |
| 4. 算定 | 訪問看護ステーション 1500円 算定 | |